

議案第 114 号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成 5 年 12 月 20 日岐阜県指令伊総第 891 号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、事務の承継について特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議によりこれを定めようとするもの

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

岐阜県市町村会館組合規約新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

議案要旨

議案名	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
担当部	総務部
提案理由	岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、事務の承継について特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議によりこれを定めようとするもの
制定改廃の根拠等	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更するため、法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。
規約の概要	<p>【変更の趣旨】</p> <p>一部事務組合である岐阜県市町村会館組合を解散し事務を承継させるためには、法に事務承継させる場合の規定がないことから、地方自治法施行令第218条の2に規定されている「規約による特別の定め」を追加する規約の変更が必要となる。</p> <p>規約の変更については、法第286条第1項の規定に基づき、法第290条に規定されている構成市町村の議会の議決を経た後、都道府県知事の認可を受ける必要があるため、今回、議決を求めるもの。</p> <p>【変更の内容】</p> <p>岐阜県市町村会館組合の解散に伴う事務の承継については、組合を組織する市町村議会の議決を経て行う旨の規定を規約に追加するよう変更するもの。</p> <p style="text-align: right;">(第12条関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	岐阜県知事の許可のあった日
備考	県内全42市町村で構成しており、全ての市町村で議決が必要となる。